

八竜地域^(※)で設備投資をお考えの皆様

※半島振興法による指定地域

税負担軽減

「半島税制」で お得に設備投資！

法人税・所得税の軽減(国税)

対象業種の事業者が対象設備の取得、建設等を行った場合、5年間、割増償却（減価償却の特例）できます。

固定資産税などの軽減(地方税)

国の財政支援の下で、事業税、不動産取得税、固定資産税の税率が優遇されます。

幅広い
対象

対象
業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業（注1）
情報サービス業等

取得、建設、改修などに適用

対象
設備

機械・装置、建物・附属設備、構築物

（注1）「農林水産物等販売業」：半島地域で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業（例：農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業 等）

中小企業
応援

最小で500万円の設備投資から利用可能

製造業と旅館業は事業者の資本金の規模に応じて、
農林水産物等販売業は資本金の規模にかかわらず、
最小で500万円の設備投資から利用可能

優遇期間は最長5年間

国税の優遇（割増償却）は5年間、地方税も3年間優遇

税制の優遇措置を受けるための手続き

税務申告を行う際に、当該設備投資が、三種町が半島振興法に基づき策定した「三種町産業振興促進計画」に適合している旨の確認書を提出する必要があります。確認書の申請については、三種町企画政策課（0185-85-4817）にお尋ねください。

■ 国税優遇措置（所得税・法人税の割増償却）

事業者の規模 （資本金）	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象設備	機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等		機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る 新增設
取得 価格 ※	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上
	農林水産物等販売業 ・情報サービス業等	500万円以上 （資本金が5,000万円を超える場合、新增設にかかる取得等が対象）	
償却限度額	機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%		
適用期間	5年間		

※補助金を活用して設備を取得等した場合には、当該補助金の額を差し引いた金額。

■ 地方税優遇措置（固定資産税の不均一課税）

事業者の規模 （資本金）	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象設備	機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設		
取得 価格 ※	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上
	農林水産物等販売業 ・情報サービス業等	500万円以上	
対象資産	家屋：建物・附属設備のうち直接事業の用に供する部分 償却資産：機械・装置のうち直接事業の用に供するもの 土地：取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする上記家屋の建設の着手があった場合における当該家屋の建設部分のみ		
税率	当該設備を新增設した日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合には、当該日の属する年）の4月1日の属する年度以降3年度分の固定資産税の不均一課税を行う。 第1年度：0.14パーセント（標準税率の1/10） 第2年度：0.35パーセント（標準税率の1/4） 第3年度：0.70パーセント（標準税率の1/2）		

※補助金を活用して設備を取得等した場合には、当該補助金の額を差し引いた金額。

半島税制お問い合わせ

国税優遇措置

お近くの税務署へ

地方税優遇措置

三種町税務課
TEL：0185-85-4828

半島振興対策全体

国土交通省半島振興室
TEL：03-5253-8425